

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）（案）等に関する意見の募集について寄せられた御意見について

平成 24 年 2 月
食品安全部

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）（案）等について、平成 24 年 1 月 6 日から平成 24 年 2 月 4 日まで、インターネットのホームページを通じて御意見を募集したところ、合計 1877 通の御意見をいただきました。

いただいた御意見については、その内容に応じて項目（下記 1. ～12.）ごとに内容を整理した上で、回答を行いました。なお、後日、厚生労働省のホームページにて、いただいた御意見の全文を公開する予定です。

1. 基準値をより厳しくするべきとの観点からの御意見（1449 件）
2. 内部被ばくと外部被ばくに関する御意見（192 件）
3. 子どもにさらに配慮した基準値にするべきとの観点からの御意見（819 件）
4. 新基準値案は厳しすぎるとの観点からの御意見（55 件）
5. 食品区分に関する御意見（127 件）
6. 経過措置に関する御意見（165 件）
7. 検査方法や検査体制に関する御意見（376 件）
8. リスクコミュニケーションに関する御意見（56 件）
9. 表示に関する御意見（174 件）
10. リスク評価に関する御意見（37 件）
11. 新基準値案を妥当とする御意見（33 件）
12. その他の御意見（314 件）

1. 新基準値をより厳しくするべきとの観点からの御意見

<主な御意見>

【基準値全体への御意見】

- 通常食品に対する 100 ベクレル/kg という基準は到底受け入れがたい数値。また、牛乳への 50 ベクレル/kg も同様。
- 全流通品の基準値を 1 産品当たり 1 ベクレル/kg 以下と定めて頂くことを望む。
- 流通品を使う限りにおいて日常食一日一人当たり 1 ベクレル/kg 以内が達成できる食品基準値と検査体制を望む。
- 流通品の基準値を「1 品あたり 5 ベクレル/kg 以下」に定めて欲しい。
- 食べ物 10 ベクレル/kg、飲み物 10 ベクレル/kg 以下として欲しい。
- 20 ベクレル/kg 以下を基準値として設けるようにして欲しい。
- すべての食品を 30 ベクレル/kg 以下にして欲しい。
- 基準値の設定をゼロベクレルを目指すベクトル方向で取り組んで欲しい。
- 極力精度のよい測定器を用い、1 ベクレル/kg 以下の検出限度（定量限界ではない）の測定により、「検出せず」を基準とすべき。
- 現状の汚染度合いを見ながら調整し続ける基準のあり方は間違っている。技術的に可能な検出限界値を基準値にして欲しい。
- 内部被ばくのみで容認できるのは年間 0.3 ミリシーベルト程度。今回の案の 1/3 程度に下げて欲しい。

【低線量被ばくの影響、予防原則に関する御意見】

- 低線量被ばくの影響は不明であり、より安全側に立った想定とするべき。
- 国民が摂取しうる基準値を決定する場合「放射能は微量でも危険性がある」という前提から、より厳しい基準を設定するべき。
- 健康への影響に関する実績値は存在しておらず、推測値を用いた安全基準を設定するべきではなく、過去の実績値に基づく基準を定めるべき。
- 臨床医の経験に基づいたリスクを慎重に検証し、先進各国では、既に様々な分野で規制を検討する際の基本理念となっている『予防原則』を導入し、判断して欲しい。
- 公衆被ばく限度を確実に下回る数値に設定するのが有害物質の安全基準の在り方だったはずであり、年間 0.5 ミリシーベルトを満たす 50 ベクレル/kg 以下とするよう望む。

【震災以前の状況に戻すべきとの御意見】

- 震災前の基準に戻すべき。
- 最も汚染されていた 1960 年代の日常食汚染度でも 5 ベクレル/kg 以下。最低でもその基準にしないと安心は得られない。

- 事故以前のセシウムの含有量は 0.1 ベクレル/kg 以下。外部被ばく、大気・砂埃などで内部被ばくしている現在を考えると、事故以前に戻すほど厳しくして当然である。
- 輸入食品について、事故以前は 370 ベクレル/kg、現在は 500 ベクレル/kg、日本が暫定基準値をあげたがために起こったこの基準を元に戻して欲しい。

【諸外国の規制値を参考にすべきとの御意見】

- チェルノブイリ事故の被災国（ベラルーシ、ウクライナなど）の基準を参考にすべき。
- なぜコーデックスや ICRP ばかりを基準に持つてくるのか。参考にするならもっと厳しい基準を設けているベラルーシ、ウクライナなどではないか。
- ウクライナでは、野菜の基準値は 40 ベクレル/kg、ベラルーシでも 70 ベクレル/kg、果物はベラルーシでは 40 ベクレル/kg。幼児の基準がこれらの地域の一般野菜よりも高いというのはありえない判断ではないか。
- ドイツ放射線防護協会の提言（成人は 8 ベクレル/kg、青少年、子ども、乳幼児は 4 ベクレル/kg）を参考にすべき。
- 内部被ばくのリスクを重視する ECRR の実行線量換算係数を用いるべき。
- WHO が飲料水中の放射性物質の指標値（10 ベクレル/kg）を提示しているが、もっと厳格な管理が必要。日本は先進国でありもっと厳しい基準値（1 ベクレル/kg）が設けられるべきであり、管理できるはずである。
- WHO などの国際基準から見て 50 ベクレル/kg 以下であるべき。
- WHO の 1 ベクレル/L やアメリカの 0.111 ベクレル/L、ドイツ 0.5 ベクレル/L の基準値を参考にしたい。

【汚染割合に関する御意見】

- 汚染割合 50%の根拠が見えず、大雑把な基準に納得がいかない。安全側に立って、100%と想定するべき。
- 汚染割合 50%、大人 100 ベクレル/kg に切り下げ、子どもは大人の半分の 50 ベクレル/kg と、計算の根拠がないように感じられる。すでに汚染物質の含まれた食品が流通していることも踏まえ、厳格な基準を望む。
- 汚染割合は、食品衛生法上の従来を考え方を踏襲して 100%とすべき。生鮮食品などは地元野菜が主流となるし、福島周辺の野菜を日常的に摂取しても安心が担保される基準値の設定をするべき。

【飲料水及び牛乳の基準値に関する御意見】

- 日常的に摂取する水の基準値は厳しく設定しなければならない。
- 水は数リットル 1 日にとる。そこに放射性物質がいくばくかあることは望ましくない。5 ベクレル/kg 以下にすべきだし、できるのではないか。

- 牛乳は水のように毎日飲むのだから、飲料水と同じ設定にすべき。
- 多くの食物の基本となる牛乳には、より厳格な基準を適用すべき。
- 牛乳は飲料としても使用するのだから飲料と同じ基準を適用し、粉乳・ホエイなど、移行率の高いものは1ベクレル/kgを基準として欲しい。

【その他の御意見】

- 「国際基準」として各国政府の基準になっている ICRP の低線量許容量が実は科学的根拠のないものであることを、NHK 総合の番組「低線量被ばく、ゆらぐ国際基準」でやっていた。
- 少量でも長期間に渡り継続的に放射性物質を摂取した場合には、高濃度に体内に蓄積してしまうことが「ICRP PUBLICATION 111 2009」でも示されている。
- 引き続き暫定規制値（又は 2012 年度版規制値）として、基準値については国が検討を継続していくべき。
- 今後も定期的に見直し検討を行い、徐々に基準値を下げていって欲しい。
- 基準値をせめて 100 ベクレルの 5 分の 1 をまず経過的に採用し、さらに汚染データを見ながら段階的に 10 分の 1、20 分の 1 と下げるべき。
- 検査を見ると下限値は 10 ベクレル/kg の機械が多く、それでも ND のものが多い状態を考えると、内部被ばくを避けるためには 10 ベクレル/kg 以下が現実的かつ良心的なのではないか。
- 現在、食材の汚染は地域限定だが、ゆるい基準値を適用すると飼料・肥料などを通じて全国に広がる。それを防ぐためにも今の段階での厳格な基準値を設定すべき。
- 健康者を基準に算出していないか。病気の者、体質の弱い者に配慮した厳しい基準にすべき。
- どこまでのリスクを受け入れられるのか、国民が納得できる形での基準設定をして欲しい。

<回答>

新しい基準値は、食品の国際基準を策定する FAO と WHO の合同会議であるコーデックス委員会が、食品の介入免除レベル（特段の措置をとる必要がないと考えられている曝露レベル）として年間 1 ミリシーベルトを採用したガイドラインを提示していることや、食料供給に影響がない範囲内で合理的に達成可能な範囲でできる限り低い水準に線量を管理する ALARA (As Low As Reasonably Achievable) の考え方にに基づき、食品中に含まれる放射性物質の介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトと設定しています。

新基準値に基づく、食品からの実際の被ばく線量の推計については、これまでのモニタリング検査の結果を用い、中央値濃度もしくは 90 パーセントイル値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で 1 年間摂取したと仮定すると、それぞれ年間 0.043 ミリシー

ベルト、0.074 ミリシーベルトとなり、年間 1 ミリシーベルトと比較しても極めて小さなものとなっています。また、この値は、生涯累積の実効線量としておおよそ 100 ミリシーベルト以上で健康影響が見いだされるとする食品安全委員会の食品健康影響評価に対しても十分に安全性が担保できる値だと考えています。さらに、文部科学省の放射線審議会は、厚生労働省の基準値案は、「放射線障害防止の基本方針に照らせば、その目的を十分に達成できる低い数値」としています。

なお、今後とも、トータルダイエットスタディ等により食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に基準値の検証を行うこととしています。

平成 23 年 3 月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の以前における食品中の放射性物質に関する規制としては、チェルノブイリ事故に由来する特定地域から輸入される特定品目に対し、食品衛生法において 370 ベクレル/kg の暫定限度が用いられています。また、国内で生産及び製造等される食品に対しては、事故以前には食品衛生法としての規制は設けられていなかったものの、原子力発電所事故が起きた際には、国は原子力安全委員会が定める「原子力施設等の防災対策について」に沿って対応することとされています。このため、昨年 3 月 17 日に、この指針で示している「飲食物摂取制限に関する指標」を食品衛生法の暫定規制値としました。

また、新基準値が施行される予定の 4 月 1 日以降は、輸入食品についても、国内流通食品と同様に新基準値が適用されます。

ベラルーシやウクライナのほか、ロシアにおいても、コーデックス委員会と同様に、年間 1 ミリシーベルトを基準とした規制値が採用されています。また、米国の規制値は年間 5 ミリシーベルトを基準としています。さらに、EU 加盟国でも年間 1 ミリシーベルトである EU (EURATOM) の規制が適用されています。ドイツ放射線防護協会が推奨する基準値については、ドイツ政府の基準値ではありません。また、欧州放射線リスク協会 (ECRR) についても、EU の規制は ECRR の勧告に基づくものではありません。

流通食品の汚染割合については、コーデックス委員会で定められている放射性物質に関するガイドラインにおいては、すべての食品が汚染されていると仮定せず、代わりに占有率（流通する食品のうち、汚染国からの輸入される食品の割合）という考え方が取り入れられていることから、これを採用しました。「一般食品」では、我が国の食料自給率（2010 年度はカロリーベースで 39%、2015 年度までに 45% を目標）等との関係から、流通する食品の半分が汚染されているという安全側の想定の下に、基準値を 100 ベクレル/kg に設定しています。

飲料水については、すべての人が摂取し代替がきかず、その摂取量が大きいこと、WHO

が飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること、水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能であることを踏まえ、独立した区分としました。飲料水の基準値は、WHOのガイダンスレベルと同じ、10 ベクレル/kg を採用しています。また、牛乳については、食品安全委員会が放射線への感受性が高い可能性が指摘されている子どもの摂取量が多いため、独立した区分とし、万が一、流通するすべての食品が汚染されていたとしても影響のない値として、一般食品の半分である 50 ベクレル/kg を基準値としています。

2. 内部被ばくと外部被ばくに関する御意見

<主な御意見>

- 介入線量レベル（許容被ばく線量）は、内部被ばくと外部被ばくを合わせて、年間 1 ミリシーベルトにするべき。
- 外部及び全ての核種からの被曝の合算が年間 1 ミリシーベルトというのが日本の法律のはず。法律に基づき設定すべき。
- 自然放射線、外部被ばく、内部被ばくを合わせて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」第 14 条 4 項で決められている 1 年 1 ミリシーベルトで考えると、食品の放射線基準値は再考すべきである。
- ICRP の 1990 年勧告及び原子炉等規制法は、公衆の被ばくに関する実行線量限度は外部被ばくと内部被ばくを合わせて年間 1 ミリシーベルトを上限としていることを考慮すべき。
- 空間線量が高い地域においては、低い地域と比較して、内部被ばくを低減する必要があるはず。内部被ばく低減の必要性を十分考慮した新基準値にすべき。
- 高線量地域で暮らしている人々には外部線量と呼吸による内部被ばくがすでに蓄積されているため、より厳格な基準が現地で施行されてもいいのではないかと。
- 報告書が根拠としているコーデックス委員会は、外部被ばくや累積被ばくが既に高いケースを想定したものではない。よって、高い外部被ばくを受けていることが多い実日本の実態を踏まえて、もっと低い基準値の設定が必要。
- 東北、関東の広い地域に渡って、外部被ばくだけで年間 0.5 ミリシーベルト以上の外部被ばくがあることを考えると、食品による内部被ばくは年間 0.5 ミリシーベルトを超えることはあってはならないのではないかと。
- 地域ごとに外部被ばくの量が異なる。各地域の許容内部被ばくの量を算出・公表してはどうか。
- 内部被ばくは食物だけではない。埃、チリ、花粉等、その他の内部被ばくも考慮して新基準を設定すべき。食物だけで年間 1 ミリシーベルトというのはあまりに甘い。

<回答>

食品中の放射性物質に関する新しい基準値の策定においては、介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトと設定していますが、実際の被ばく線量はこれよりも大幅に小さくなると推計されます。具体的には、これまでのモニタリング検査の結果を用い、中央値濃度もしくは 90 パーセント値濃度の食品を全年齢層における国民の平均摂取量で 1 年間摂取したと仮定すると、それぞれ年間 0.043 ミリシーベルト、0.074 ミリシーベルトとなり、年間 1 ミリシーベルトと比較しても極めて小さなものとなります。

また、暫定規制値においても、平成 23 年の 9 月～11 月に実施したマーケットバスケット

調査（流通している食品を実際に購入して検査を行い、平均的な食生活における食品からの放射性物質等の摂取量を推定する調査）の結果によれば、実際の被ばく線量は、例えば、東京において年間 0.0026 ミリシーベルトであり、1 ミリシーベルトの 400 分の 1 程度の線量と推計されます。福島においても年間 0.0193 ミリシーベルトであり、1 ミリシーベルトの 50 分の 1 程度となっています。このように、内部及び外部を合わせた被ばく線量における食品からの寄与は相当低い水準にあり、双方による健康影響への対応としては、除染を推進することにより外部被ばく線量を抑えることが重要と考えています。

3. 子どもにさらに配慮した基準値にするべきとの観点からの御意見

<主な御意見>

【子どもの基準値はさらに下げるべきとの御意見】

- 妊婦や胎児に配慮した基準値とするべき。
- 乳児用食品、牛乳の基準値は 50 ベクレル/kg よりさらに下げるべき。
- 乳幼児には一桁の基準値を設定して欲しい。
- 乳児用食品については、0 ベース基準を目標として欲しい。
- 幼児は成人の 5 分の 1 の基準にする必要があるのではないか。
- 子どもは 5 ベクレル/kg にすべき。
- 子ども用食品の 1 ベクレル/kg の基準を望む。
- 子どもが多く摂取する牛乳及び乳児用食品の基準は少なくとも 10 ベクレル/kg とすべき。
- 乳児は年間 1 ミリシーベルト以内で抑えるべき。
- 小児の期間は感受性が成人より高い可能性があることから、小児期における被曝は可能な限り少なくした方がよく、更なる配慮が必要。

【乳幼児食品以外にも特別な区分の基準を設けるべきとの御意見】

- 成長期である 18 歳くらいまでは大人より厳しい基準値設定をすべき。
- 乳児用だけでなく、成人以下と成人以上の区分を設けて欲しい。
- 年齢別に基準値を設定して、せめて低年齢層の子ども達により安全な食べ物を与えられる様な仕組みをつくってはどうか。
- 子ども基準を年齢又は学年別に細分化して欲しい（保育園児、小学校低学年、高学年、中学生など）。
- 明らかに子どもが食べるものの基準値を年齢別に設定して欲しい。
- 乳児以外の子どもの基準、女性に配慮した基準を設定して欲しい。
- 乳製品（子どもがよく摂取している）などはより低い基準になるよう段階的に見直して欲しい。

【給食に関する御意見】

- 給食の基準を設けるべき。
- 給食での牛乳の強制飲用はすぐにやめさせるべき。
- 学校給食に出す牛乳は別枠で規制して欲しい。飲料水と乳飲料は、1 ベクレル/kg が妥当ではないか。
- 保育所・幼稚園・学校の給食などの子どもには 4 ベクレル/kg 以下を徹底して欲しい。
- 学校給食における規制値の議論を早急に進めて欲しい。

- ▶ 学童の給食食材についても水、牛乳を含め 1 ベクレル/kg 以下にすべき。
- ▶ 「一般食品」の中に、その一部として「乳幼児用一般食品」の規制値を設けるべき。給食や病院食は他の食品とは異なるより低い基準値を作るよう指針を作るべき。
- ▶ 牛乳及び乳製品についての基準は、大人と子ども（乳幼児含む）で分けるべき。
- ▶ 給食食材についての基準・検査体制づくりも、強く要望する。
- ▶ 給食を食する中学生までは別区分とし、もっと低い基準値にすべき。

【その他の御意見】

- ▶ すべての食品は、幼児が食べるので食品の基準値を 10 ベクレル/kg 以下として欲しい。
- ▶ 乳児用食物ではなく、保育園児の食事（給食含む）、小学生の食事（給食含む）というように基準値を設定し、基準値厳守とすることを望む。
- ▶ 放射線審議会の答申（案）が報道されたが、乳児用食品、牛乳の基準値は 100 ベクレル/kg に緩和するべきではない。
- ▶ 水は、粉ミルクや離乳食にも使用するため、厳しく設定すべき。
- ▶ 乳幼児用ミルク、水、給食、給食で出る牛乳に子ども用の基準値が設定されていないことが心配。

<回答>

基準値を算出する際に考慮する年齢区分を、暫定規制値では「成人」「幼児」「乳児」の 3 区分としていましたが、年齢の違いによる影響をきめ細やかに評価するため、新しい基準値では「1 歳未満」、「1～6 歳」、「7～12 歳」、「13～18 歳」、「19 歳以上」に細分化し、男女別や妊婦を分けるなど 10 区分としました。その上で、年齢区分ごとの年間の食品摂取量や、体格、代謝が考慮された線量係数を用いて、1 年間の摂取で介入線量レベルに相当することとなる、食品 1 キログラムあたりの放射能の濃度（限度値）を算出し、最も厳しい限度値を全年齢の基準値とすることにより、年齢の違いによる放射能の影響を考慮しています。

また、食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘していることを踏まえて、合理的に可能な範囲で、消費者にも分かりやすい形で明示的に小児への配慮を行う方法を検討し、乳児が食べる「乳児用食品」と子どもでの摂取量が顕著に多い「牛乳」を特別な区分に設定することとしました。

この 2 つの食品区分の基準値の計算に際しては、流通する食品のほとんどが国産であるという実態を考慮して、万が一すべての食品が基準値上限の値で汚染されていたとしても影響がないよう基準値を計算しました。これにより「乳児用食品」と「牛乳」の基準値は「一般食品」の半分となる 50 ベクレル/kg に設定しています。

なお、「一般食品」の基準値も、十分に安全側の立場で設定しているため、文部科学省の放射線審議会は、「乳児用食品」及び「牛乳」に対して 50 ベクレル/kg という特別の基準値

を設けなくても、放射線防護の観点においては子どもへの配慮は既に十分なされたものであるとしており、「一般食品」の基準に適合する食品を食べる子どもの安全性も十分に確保できると考えています。

また、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会では、胎児に対する追加の防護対策の必要性を検討するため、妊婦が放射性物質を含む食品を摂取することにより胎児が受ける被ばく線量も試算しています。この結果、放射性セシウムが主たる食品中の存在核種となる場合、摂取時期による差があるものの、胎児の被ばく線量は妊婦の被ばく線量に比べて低くなると考えられています。すなわち、胎児に対する防護対策は、妊婦の食品摂取が適切に行われることにより担保できると考えています。妊婦については、年齢区分ごとに限度値を算出し、その中で最も厳しい区分の値を全年齢の基準値とすることにより考慮しており、安全性は十分に確保できると考えています。

なお、小中学生などについては、給食も含めた朝昼夕の3食分の摂取量を考慮して基準値を計算しているため、給食についても基準値に適合していれば、安全性は十分に確保されると考えています。

4. 新基準値案は厳しすぎるとの観点からの御意見

<主な御意見>

【新基準値案の設定根拠に関する御意見】

- 年間5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに低減したことによる推計被曝線量は年間0.008ミリシーベルト低減するだけである。一方、自然界や食品中のカリウム40等からも被曝を受けており、セシウムを厳しく規制しても意味がない。
- 汚染割合50%は、事故から現在に至るまでに蓄積された食品中の放射性物質のモニタリングデータとかけ離れた前提条件。現実的な状況を反映して再検討すべき。
- 乳児用食品や牛乳の基準値を一般食品の1/2とするのは、過度に安全側の想定である。
- 一度、基準値を下げると、それ以降は、基準値を上げることは相当困難であることを認識すべきである。原発事故が発生して以降、1年も経過していない現状では、放射性核種の移行、魚介類への生体濃縮の情報があまりにも少なすぎる。

【被災地等への配慮に関する御意見】

- 規制される食品は大幅に拡大する可能性がある。それだけでなく大変に厳しい対応を迫られている被災地の農業生産者への影響は極めて大きく問題である。
- 安全と安心を担保しつつ、社会と経済への影響、とりわけ、生産者への影響を最小限に留めるために、放射性セシウムに対する暫定規制値を今後も準用することとし、放射性ヨウ素については、今後の新たな汚染は想定されないことから、規制の対象外とすることを提案する。
- 過大な安全余裕は福島県や近隣県の産業の回復と復興を阻害することになる。当面現在の暫定基準でも健康影響に対し十分な安全余裕がある。暫定規制値の変更は、現況の汚染状態の回復に合わせ、適切な時間軸で実施すべきと考える。
- 魚類に関しては、1尾をそのまま食用にすることはほとんどなく内臓、頭、骨など3分の1近くの部分は廃棄してしまう。放射能が海水により希釈されることも鑑み、魚類に関しては暫定基準値の半分、250～300ベクレル/kg程度に抑えるだけでかなりの漁業者、遊漁関係者が救われる。
- 今必要なのは効果的な措置を行い、消費者の健康と農漁業者の経済活動を両立させることで、ICRPの最適化の考えに基づいた基準値とするべき。
- 農林水産業者等のステークホルダーの意見を聴いて基準値を設定すべき。

<回答>

食品衛生法の基準値の設定にあたっては、一定の前提の下で基準値上限の汚染濃度の食品を摂取し続けた場合でも国民の曝露量が摂取許容量を下回るように、基準値を設定することを原則としており、国際的にもこうした考え方が一般的です。

新しい基準値の設定に際しては、こうした食品の基準値設定の基本的な考え方に基づくとともに、食品の国際基準を策定する FAO と WHO の合同会議であるコーデックス委員会が放射性物質に関するガイドラインにおいて、汚染地域からの食品の占有率という考え方を取り入れていることを踏まえることとしました。すなわち、「一般食品」では、我が国の食料自給率（2010年度はカロリーベースで39%、2015年度までに45%を目標）等との関係から、流通する食品の半分以上が汚染されているという安全側の想定の下に基準値を計算しています。

さらに、食品安全委員会の食品健康影響評価において「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」が指摘されています。そこで、子どもの摂取量が特に多い牛乳と、乳児が摂取する食品については、小児の被ばく線量をより一層低減させるという観点と、「乳児用食品」及び「牛乳」が国産品でほぼ占められている実態等を踏まえ、流通する食品のすべてが汚染されているという想定を採用した上で、基準値を一般食品の半分としたものです。

また、食品のモニタリング検査の結果からは、福島県周辺においても、一部を除いて、既に大部分が100ベクレル/kgを下回っている状況です。食品衛生法は、公衆衛生の見地から国民の健康の保護を図ることを目的として、消費者のために食品の規制等を行う法律ですが、基準値を下げた場合の主要な食料供給への影響については、農林水産省に協議しています。また、食品のモニタリング検査の結果等からは、福島県周辺においても、一部を除いて、既に大部分が100ベクレル/kgを下回っている状況です。さらに、基準値が厳しくなる「乳児用食品」や「牛乳」については、関係団体等から、基準値案についての御意見も聴取しています。引き続き、農林水産省において生産段階のきめ細やかな対策が講じられるものと考えています。

5. 食品区分に関する御意見

<主な御意見>

【食品区分の設定に関する御意見】

- 「一般食品」の中においても一部を「乳幼児用一般食品」として区別する規制が必要。
- 主食には厳しい基準値にするなど、食習慣に合わせた基準にすべき。
- 一般食品の区分を細分化し、嗜好品や摂取量の少ないものは基準緩和を求める。
- 汚染を低減できた農作物と汚染を低減できない農・水産物を「一般食品」というくくりで同じものとして扱うのは適切ではない。
- 淡水魚やキノコ類、日本では例えば山菜のように一般消費量が少ない食品については別途分類した方が良い。
- 魚介類に対しても、正しい基準を作成すべき。

【食品区分の範囲に関する御意見】

- 乳児用食品の範囲を明確にして欲しい。
- 飲用茶の範囲を明確にして欲しい。
- 嗜好品としての茶飲料（ミルクティーやレモンティーなど）は一般食品として取扱うべき。
- チャノキ以外の植物を原料とする麦茶、杜仲茶やアッサムなどを含むのか。
- チャノキを原料の一部を含むブレンド茶は茶飲料に該当するのか。
- 粉末飲用茶は製品もしくは喫食時のどちらの状態でも基準値が適用されるのか。
- ごぼう茶はどの食品区分に該当するのか。
- 茶と同様に飲用されていると思われるコーヒーを規制の対象としないのか。
- コーヒーについては、飲用の際にそれぞれ抽出又は希釈溶解されるため、飲用時の状態での基準値として設定することが妥当で公平である。
- むか床を作り取り出された「漬け野菜等」に対して一般食品の基準値が適用されるのか。

<回答>

食品区分の設定にあたっては、①個人の食習慣の違い（摂取する食品の偏り）の影響を最小限にすることが可能であること、②国民にとって分かりやすい規制となること、③食品の国際基準を策定するFAOとWHOの合同会議であるコーデックス委員会などの国際的な考え方と整合することを考慮して、食品全体（一般食品）を1つの区分とすることを基本としました。ただし、飲料水については、すべての人が摂取し代替がきかず、その摂取量が大きいこと、WHOが飲料水中の放射性物質のガイダンスレベルを示していること、水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能であることを踏まえ、独立した区分としています。

また、子どもの摂取量が特に多い牛乳及び乳児が食べる乳児用食品については、食品安全委員会が、「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性」を指摘していることを踏まえ、独立した区分としています。

一般食品の限度値の算出に際しては、主食であるコメなどの摂取も含めたトータルとしての1日平均摂取量を用いています。その際、流通する食品の汚染割合を50%と設定して基準値を計算していますが、仮に、すべてのコメが100ベクレル/kgの基準値上限（汚染割合100%）で汚染されている想定で線量を計算しても、あらゆる年齢区分で年間1ミリシーベルトを超えることはありません。このため、主食であるコメに特に厳しい基準値を設定する必要はないと考えています。

乳児用食品については、乳児の飲食に供することを目的として販売するものとしており、ここでいう乳児は1歳に満たない方を指します。乳児用食品に含まれる食品は、乳児用調製粉乳（粉ミルク）と、消費者が表示内容等により乳児向けの食品であると認識する可能性が高いものを対象としています。なお、乳児用食品の表示基準については消費者庁において検討が進められています。

飲料水の区分に含まれる飲用茶については、特に摂取量が多く水との代替関係が強い、緑茶が該当します。緑茶は、せん茶とこれに類するものなど、チャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないものを指します。なお、摂取量が多い飲料として麦茶がありますが、麦茶は原料である大麦の状態一般食品の基準100ベクレル/kgが適用されます。よって、実際に飲む状態の麦茶は、飲料水の基準である10ベクレル/kgを下回ることになります。一方、緑茶と麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、杜仲茶、ごぼう茶、コーヒーについては、平均的な摂取量が多くはないため、飲料水の区分には該当せず、飲む状態一般食品の基準が適用されます。なお、食品区分の範囲については、新基準施行時の通知等で具体的にお示しする予定です。

6. 経過措置に関する御意見

<主な御意見>

【経過措置の設定に関する御意見】

- 経過措置を設ける理由を明らかにすべき。
- 被ばく線量を減らすために、経過措置を設けるべきではない。
- 主食の米や、様々な加工製品に用いられる大豆は摂取量の多い食品であり、経過措置を設けるべきではない。
- 新基準値が適用される食品と、暫定規制値が適用される食品が店頭に混在することは、消費者の混乱の原因になる。いずれが適用された食品なのか表示すべき。
- 新基準値が適用された時点で、実際の取引では、経過措置期間中であっても流通から排除される可能性が高いため、最初から新基準値を適用すべき。
- 暫定規制値が適用される食品は流通経路を別にし、自治体や企業の職員食堂で使用するなど、子どもの口に入らない仕組みが必要。
- 米、牛肉、大豆以外の食品も、市場の流通は混乱するので、経過措置を設けるべき。
- 製造・加工食品の基準値適用については、賞味期限までとせず、一律に新基準値が適用される日を定めるべき。
- 米の経過措置については、これまでの米の生産・流通管理の考え方を踏襲し、産年単位で区切るべき。

<回答>

モニタリング検査や曝露推計等の結果からは、現在の暫定規制値に適合する食品については、安全性は確保されていると考えられることから、新しい基準値への移行に際しては、市場（流通）に混乱が起きないように、準備期間が必要と考えられる製造・加工食品と特定の食品（米、牛肉、大豆）については、一定の範囲で経過措置期間を設定することとしました。経過措置の対象食品の選定に当たっては、それらを原料として製造・加工が行える期限を含めて流通や消費の実態について農林水産省と協議を行い、必要最小限の食品及び期間に限定しています。

この結果、米と大豆は、1年1作の農作物であり、収穫後、一定期間をかけて流通し、消費されるという特性を有しており、平成24年産の流通が開始されるまでの期間は、暫定規制値を前提に生産・検査が行われた平成23年産が流通していることから、それぞれ6ヶ月と9ヶ月の経過措置を置くこととしました。

また、牛肉については、冷凍牛肉の賞味期限は約2年間あり、4月1日以前にと畜された牛肉の在庫の残存率が十分に低くなるには6ヶ月を要すること、また、牛の筋肉中の放射性セシウム濃度が現行の暫定規制値である500ベクレル/kgである場合には、牛へ給餌する資料を仮にすべて放射性セシウムを含まないものに切り替えたとしても、生物学的半

減期から見れば新基準値(100 ベクレル/kg)を下回るためには6ヶ月を要すると考えられることから、6ヶ月の経過措置を置くこととしました。

新基準値への円滑な移行のためにも、暫定規制値に適合している食品の安全性に加え、経過措置の対象となる食品について、消費者及び生産者の双方に対して、経過措置の対象となった理由とその安全性について、丁寧に説明、周知を行っていきます。

7. 検査方法や検査体制に関する御意見

<主な御意見>

【検査・監視体制に関する御意見】

- 違反品が流通しないよう、十分な検査体制を整備すべき。
- 原料が基準値に適合しており、計算等から製造加工後も基準値に適合していると考えられる食品については検査対象としないと考えてよいか。
- 水道水を原料とし動植物由来の組織成分を含有しない食品や、原料が輸入品だけである食品、原料事業者において原料の基準値の適合を担保された食品については、新基準に適合しているものとして扱うべき。
- 原料、製品のそれぞれで基準値を適用するのではなく、製品は必須、原料は努力目標とすべき。

【検査方法に関する御意見】

- 測定に関するガイドラインも作って欲しい。簡易的な計測器ではなく正確性が確認されたゲルマニウム半導体検出器で行うべき。
- 検出下限値などを含め分析法を示すべき。
- 検出下限値は全国一律化するなど検査精度を均一化すべき。
- 飲用茶に関する検査方法を示すべき。
- 茶の淹れ方は、10g、90℃、430ml、1分が一般的である。
- 海外から輸入される紅茶やウーロン茶にも「飲用される状態で10ベクレル/kg」が適用されるのか。
- 粉茶や、茶浸出液を乾燥し粉末化した食品の基準値適用の考え方を示すべき。
- 干しいたけには水戻し後に基準値を適用すべき。
- 戻し汁なども考慮した、干しいたけの検査方法を示すべき。
- 干しいたけの放射性物質は水戻し後10分の1以下になると言われている。
- 米については精米後の状態に基準値を適用すべき。
- 米については炊飯時の状態に基準値を適用すべき。
- 粉末飲料等の希釈して飲食する食品については、お茶と同様に飲食する状態で基準を適用することとするべき。
- 粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品では、生に換算したり、喫食状態での分析値を検討して欲しい。
- 乾燥食品の水戻し換算係数は、合理的な根拠があれば企業で独自に決めて良いのか。
- 濃縮スープや濃縮たれ、濃縮果汁等の濃縮物の基準値の考え方を示すべき。
- フリーズドライのような食品（複数の原料からなり湯戻しして食べる食品）の基準値適用の考え方を示すべき。

【規制対象核種に関する御意見】

- 放射性セシウム以外の核種についても検査対象とすべき。(ヨウ素、ストロンチウム、プルトニウム、アメリシウム等)
- 乳製品にはストロンチウムが多く含まれると考えられるため基準を設定すべき。
- 海洋汚染の程度が不明であり、海産物については、セシウム以外の基準値が必要ではないか。
- セシウム以外の核種については、国が計画的に調査と情報公開をすべき。
- セシウム以外の規制対象核種はどの地域における比率を用いたのか、どのような移行係数を用いたのか示すべき。
- セシウム以外の核種の比率をベクレルで示すべき。

<回答>

食品中の放射性物質の監視体制については、厚生労働省が定めたガイドラインに基づき、食品の特性や環境モニタリングの結果等も考慮して、都道府県等で検査計画を策定し、モニタリング検査が実施されております。モニタリング検査で用いられる検査法については、ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法を基本としていることから、食品すべてを測定することは困難です。

このため、厚生労働省では都道府県等が行う食品中の放射性物質の検査が効率的に行われるよう、

- ①検疫所を含む国立機関、大学等の試験機関を紹介する仕組みの構築
- ②NaI シンチレーションスペクトロメータ等の簡易測定機器によるスクリーニング検査の導入の推進
- ③国自らも流通段階の買い上げ調査を実施
- ④関係省庁における都道府県等での機器整備に関する財政的な支援措置

を実施してきました。

このような形で、厚生労働省としても都道府県等が行う食品中の放射性物質の検査を支援してきましたが、新しい基準値の施行後においても、引き続き円滑に実施できるよう、上記内容に加えて、ゲルマニウム半導体検出器等の導入に係る費用の一部の補助を行うことと致しました。

また、都道府県等の検査結果については、現在、放射性物質が検出されれば検出値を公表し、検出されなかった場合でも検出下限値を公表することとし、厚生労働省で取りまとめ、迅速に公表しておりますが、新基準値が施行された後もこの取組みを続けていきたいと考えています。

今後とも、都道府県等が実施している放射性物質検査の体制については、随時把握するとともに、中長期的な検査体制の確保についても関係省庁と協力して対応していきたいと

考えています。

基準値への適合への判断に関しては、新基準値は、食品衛生法第 11 条に基づく一般食品の成分規格として定められるものですので、基準値を超過する食品は販売だけでなく、販売の用に供するために加工、使用、調理することはできません。原則として、食品の製造、加工等を行う事業者は、原料と最終的な製造・加工食品の両方で、新基準値に適合していることを担保する必要があります。

また、その他の測定に関する検査方法の詳細については、用いる検体の部位や、検査精度の考え方、茶や一部の乾燥食品などの範囲とその検査法等を盛り込んだ上で、今後、施行までに通知としてお示しする予定です。なお、米については、玄米での摂取も想定されることから、玄米での検査を原則としています。また、めんつゆなどの希釈して飲食する食品や、粉末スープ、即席みそ汁等の乾燥食品については、多様な製品が流通し、使用方法も様々であることから、原則として、製品状態で一般食品の基準値が適用されます。

今回の新基準値や測定方法は輸入食品にも適用され、これに伴い、チェルノブイリ原子力発電所事故後に設定された暫定限度は廃止されます。

規制の対象とする放射性核種については、新基準値は、福島原発事故を受け、事故後の長期的な状況に対応するものであることから、比較的半減期が長く、長期的な影響を考慮する必要がある核種としています。

そこで、原子力安全・保安院の評価に基づき大気中に放出されたと考えられる核種のうち、半減期が 1 年以上の核種すべて（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）を規制対象核種としました。なお、放射性ヨウ素については、半減期が短く、平成 23 年 7 月 15 日以降に食品からの検出報告がないことから、規制の対象とはしていません。規制対象の核種のうち、セシウム以外の核種については測定に非常に時間がかかることから、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間 1 ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値を設定しています。放射性セシウムとの比率の計算は、穀類、乳製品といった食品分類ごとに行っているため、放射性物質の移行に関する食品ごとの特性も考慮されています。

ただし、海産物については、海水中での生態等の情報が十分ではなく、陸域のように環境モニタリングデータを用いて比率を評価することが困難であるため、余裕を持たせた安全側の想定に立ち、海産物中における放射性セシウム以外の核種（ストロンチウム 90 など）の寄与率を 50%と仮定して基準値を計算しています。このように新基準値は、放射性セシウム以外の核種の影響も考慮したものとなっています。また、施行後においても、基準値設定の際に用いた前提等は検証をしていく予定です。さらに、食品中に含まれるストロンチウム、プルトニウム及びルテニウムについては国による買い上げ調査を通じて、濃度推

移を把握していくこととしております。

なお、規制対象核種ごとに用いた移行係数については、(独)放射線医学総合研究所、(財)環境科学技術研究所、(独)農業環境技術研究所及び国際原子力機関が報告している値を用いています。また、参考とした各種データについては、平成23年12月22日に決定された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会による報告書の別冊に記載されておりますので、御参照ください。

8. リスクコミュニケーションに関する御意見

<主な御意見>

- 風評被害を防止するためにも、正しい情報の周知に努めて欲しい。
- 暫定規制値以内の食品であっても安全であることを周知して欲しい。
- 根拠なき基準値との意識を払拭するため、基準値だけでなく、検査方法、手順、機関等、周辺知識と過程を十分説明して欲しい。
- 基準値に適合した食品でも風評被害が起こる可能性があるので、基準値設定の意図と内容、基準値内の食品の安全性を十分かつ継続的に国民に説明して欲しい。
- 全国7か所での説明会のみならず、継続的に各所で説明会を行って欲しい。
- 国民の不安、不信を払拭するさらなるリスクミ方法を検討して欲しい。
- でまわる誤認、誤解に対する十分な説明は行ったのか。
- 国民の「ゼロリスクこそ正しい」という意識を払拭するリスクミをして欲しい。
- 国と厚生労働省の「安全・安心」とは具体的にどのような状態を示すのか。一度公に説明すべき。

<回答>

新しい基準値を施行するに当たっては、新基準値の意味や設定の方法、食品からの被ばくの状況、暫定規制値に適合した食品であっても安全は確保されていること、検査方法や検査結果等について、様々な機会を通じて、十分に情報提供に努めていきます。現在、全国7都府県で、食品中の放射性物質対策に関する説明会を開催しているほか、地方自治体や団体等からの依頼により、可能な限り担当者を派遣して新しい基準値や放射性物質の検査について説明を行っています。また、厚生労働省のホームページにおいて、都道府県等が実施している食品中のモニタリング検査結果を含めた食品中の放射性物質対策に関する情報を公表しています。今後とも、さらに全国各地で説明会を開催するとともに、政府広報やラジオ、動画を通じた周知など、様々な媒体を通じて、関係省庁や地方自治体とも連携し、積極的にリスクコミュニケーションを実施していきます。

9. 表示に関する御意見

<主な御意見>

- 食品に検査結果を表示することを義務化すべき。
- メーカーに放射性物質の表示を義務化又は推奨して欲しい。
- 放射性物質は基準値以内でも毒物。表示義務がないのはおかしい。食品添加物同様、数値の表示を義務化すべき。
- 比較的土壌汚染の高い地域（福島・群馬・茨城・栃木・千葉・東京・神奈川・埼玉・山梨・長野・新潟・山形・宮城）の各県でとれた野菜や米・水産物・畜産品に対しては放射性物質（主にセシウム）の測定値の表示を義務付けて欲しい。
- 全ての食品にベクレル表示をしなければ、風評被害はなくなる。
- 一般の小売店で「この食品は何ベクレル/kgだったか」が一目でわかるシステムを構築すべき。NDだった場合にはその計測器の検出限界も併せて示すべき。
- 国民一人一人が各自の事情にあわせてリスク管理を自助努力で行えるよう、放射性物質の数値を表示してはどうか。
- 食品に産地を表示すべき。
- もはや「国産」という表示では不十分。詳しい産地の表示を義務付けて欲しい。
- 産地とともに工場地の表示の義務化をすべき。
- 表示を徹底して消費者が判断できる体制を作るべきではないか。
- 茶葉として販売する際、食用（食品）としての基準値もクリアしているなら「食用可」と表示するなど、「飲料専用」との区別をしっかりとって欲しい。
- 乳幼用食品の表示の義務化について、表示方法を詳しく指南して欲しい。
- 離乳食は一般食品で作るので、食品に全てのベクレル表示をするか、「乳児用基準クリア」の表示をして欲しい。
- 食品の検査値や産地を表示し、それを偽装した場合は厳しい罰則を設けるべき。

<回答>

食品の表示に関する御意見、情報につきましては消費者庁にお伝えいたします。

10. リスク評価に関する御意見

<主な御意見>

- 子どもや妊婦にもリスク評価を行うべき。
- 低線量被ばくのリスクは不明なので、生涯 100 ミリシーベルト以下を安全と捉えるべきではない。
- リスク評価にあたっては、空間線量やホットスポットでの外部被ばく、呼吸による内部被ばくも加えて考慮されるべきではないか。
- 生涯 100 ミリシーベルトの閾値が適用されると内部+外部被ばく線量で 100 ミリシーベルトを超える人々が出ることになり、国民が危険、危険でない 2 種類に分かれるのは国が差別を行う行為に等しい。
- 「線形閾値なしモデル」を検証困難として参照しないのは、ICRP 等の国際基準が依拠している前提を否定することであり、非常に脆弱性のあるアプローチである。

<回答>

食品中の放射性物質に関するリスク評価については、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会において、科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行うこととされており、平成 23 年 10 月 27 日に評価結果がとりまとめられています。食品安全委員会の評価では、国内外の放射線の健康影響に関する文献（約 3300 文献）を可能な限り集めた上で、被ばく線量の推定が信頼に足るか、調査研究手法が適切か等を踏まえて検討され、食品中の放射性物質の健康影響について見解がまとめられています。

リスク管理機関である厚生労働省としては、リスク評価機関である食品安全委員会においてまとめられた評価結果も十分に踏まえ、適切なリスク管理に努めてまいります。

1 1. 新基準値案を妥当とする御意見

<主な御意見>

- 暫定規制値から基準値を下げることに賛成。
- 介入線量レベルを年間 1 ミリシーベルトとして基準値を設定したことは、国民の安心を確保する観点から理解できる。
- 乳幼児の分類を独立させたことは妥当である。
- 全年齢を配慮したものとして納得できる。
- 年間 1 ミリシーベルトを基準に決定した 50 及び 100 ベクレル/kg は妥当である。
- 牛乳は現段階の検査結果を鑑みて 50 ベクレル/kg を基準値として問題ないと思われる。
- 事故直後の暫定基準値よりも低い基準値が設定されていたので安心。
- 農漁業生産者に厳しすぎという意見もあるようだが、初めの基準値が厳しい方が消費者は安心。

<回答>

今後、トータルダイエツトスタヂイ等により食品の汚染状況や摂取状況を調査し、継続的に基準値の検証を行うこととしています。

12. その他の御意見

- 基準値を超過した食品や、風評被害を受けた農家等については東京電力又は国が賠償するべき。
- 100 ベクレル/kg を超える米の買い上げを行うのは当然と考える。他の経過措置が設けられる品目も買い上げを行うべき。
- 検査に要する費用は賠償対象であることをすべての食品製造事業者へ通知し、東京電力には迅速な賠償を行うように指導すべき。
- 基準値を超過した食品は回収しなければならないが、その回収費用は補償されるのか。
- 行政が行うモニタリング調査で発見された違反品の回収費用は補償されるのか。
- 賠償に要するコストは、原子力発電のコストとして算入すべき。

<回答>

補償、賠償に関する御意見については、文部科学省などにお伝えいたします。

- 違反品を出荷・流通させないため、基準値が超過する可能性がある場合は、作付け制限や出荷停止を実施すべき。
- 作付け制限の拡大が予想されるので、土壌や水質汚染の調査の強化や、効果的な除染技術の普及、必要な補償等を検討すべき。
- 福島の農家には作付けを禁止すべき。

<回答>

作付け制限や営農指導に関する御意見については農林水産省に、出荷停止に関する御意見については原子力災害対策本部にお伝えいたします。

- 外部被ばくを低減するために、除染を進めるべき。

<回答>

除染に関する御意見については、環境省などにお伝えいたします。

- 違反品を流通させた業者には厳しい処罰が行われるべき。

<回答>

新しい基準値は、食品衛生法第 11 条に基づく食品の成分規格として定められるものであり、これに違反した場合は、厚生労働大臣又は都道府県知事は、当該食品の廃棄命令（同第 54 条）や、当該事業者の営業許可の取り消し（同第 55 条）を行うことができるほか、罰則として、2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金（食品衛生法第 72 条）が定められています。

- 検査頻度や精度に関して、風評被害や過剰反応を助長するような報道がなされないようマスコミを指導して欲しい。

<回答>

新しい基準値に適合した食品は十分な安全性が確保されたものであることを御理解いただくために、新基準値の意味や設定の方法、食品からの被ばくの状況等について、引き続き、関係省庁と連携し、様々な機会を通じて、十分に情報提供を行っていきます。

- 流通業者等が、国の基準よりもさらに厳しい自主基準を設けることがないよう指導すべき。
- 基準値に適合した食品への過度の検査要求や、公表要求、無用な証明書の提出要求等の風評被害にならないよう、食品に関するステークホルダーに周知して欲しい。

<回答>

新しい基準値に適合した食品は十分な安全性が確保されたものであることを御理解いただくために、新基準値の意味や設定の方法、食品からの被ばくの状況等について、引き続き、関係省庁と連携し、様々な機会を通じて、十分に情報提供を行っていきます。流通に関する御懸念の点については、農林水産省にお伝えいたします。

- 放射性物質が原発から漏れ続けた場合のシミュレーションを行い、結果について公表して欲しい。
- 海産物中のストロンチウムなど、放射性セシウム以外の核種の汚染状況を国が調査すべき。
- 水産物における生物濃縮率や、東京湾のホットスポットについて詳細な調査・報告・説明が必要。

<回答>

環境モニタリングや、放出された放射性物質の環境動態シミュレーション、海産物における生物濃縮に関する御意見などについては、文部科学省や農林水産省などにお伝えします。

- 長期的な低線量被ばくの影響について、調査研究すべき。
- 福島県の子どもたちを対象に、長期的な検査を実施するとともに、低線量被ばくについて得られた知見を予防対策に反映すべき。

<回答>

低線量被ばくによる健康影響調査に関する御意見については、環境省、経済産業省、文部科学省、内閣官房など、関係省庁にお伝えします。

➤ 基準値を超過する食品を混合し、放射性物質を希釈することで基準を満たすことは認められるか。

<回答>

新しい基準値は、食品衛生法第 11 条に基づく食品の成分規格として定めるものであり、これに適合しない食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。したがって、新基準値を超過する食品を混合することも禁止されます。

➤ 環境中に放出された核種の、土壌から作物に移行する割合は核種ごとに異なり、土壌中の放射性核種の割合を単純に食品中の割合とすることはできない。食品中の放射性物質の割合は、土壌中濃度から算出するのではなく、サンプル調査に基づくべきである。

<回答>

各放射性核種の、環境から食品への移行係数については、(独)放射線医学総合研究所、(財)環境科学技術研究所、(独)農業環境技術研究所及び国際原子力機関が報告している値を用いており、環境中の放射性物質濃度の割合を、単純に食品中の割合とすることはしていません。また、食品中における放射性核種の割合については、今後、必要に応じて調査し、確認することとしています。

➤ 食品添加物における放射性物質の基準値はどのように考えればよいか。

<回答>

新しい放射性物質の基準値については、食品一般の成分規格として定めるものであり、食品添加物については対象となりません。ただし、食品添加物が使用された食品に対しては放射性物質の基準が適用となり、基準値を超過した食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。

➤ 釣りで捕獲されたような魚のような、稀に食べる食品には異なる基準値を設けて欲しい。

<回答>

釣った魚を自己消費する場合など、販売の用に供することを目的としない食品については、食品衛生法に基づく規制の対象にはなりません。

➤ 西日本での食品増産と海外からの食品輸入を提言したい。
➤ 西日本への集団移転を国策として推進し、できるだけ汚染の少ない食料生産体制を構築すべき。

<回答>

食料供給に関する御意見については、農林水産省にお伝えします。

- 1 ベクレル/kg が達成可能な食品と、汚染食材が混ざらないように流通管理をして欲しい。
- 販売中止や回収等の措置がとれるように、農作物等を生産者までトレースできる体制を構築すべき。

<回答>

食品のトレーサビリティなど、流通管理に関する御意見については、農林水産省にお伝えいたします。

- 即座に食品の放射線量が測定可能な機器が開発されていると聞いた。早急に普及させて欲しい。

<回答>

放射線測定装置の研究開発に関する御意見については、文部科学省などにお伝えします。

- 基準値を超過した食品が工業用に転用されたり、海外に輸出されることがないようにすべき。
- 新基準値を超過した食品であっても、輸出先国の基準値以下であれば、輸出用に食品を製造しても差し支えないか。

<回答>

基準値を超過した食品であっても、食用以外の目的で使用することは、食品衛生法で規制していません。一方で、海外への輸出を目的としている場合でも、基準値を超過した食品を製造、輸入、加工、使用、調理、保存、販売することはできません。

- 原料が基準値に適合している食品を用いて、最終食品が基準値を超過した場合は、どこに責任があるのか。

<回答>

御質問の場合は、最終食品を製造、販売する事業者に、基準値に適合していない食品を製造、販売することを禁じる規制がかけられています。

- 各スーパーに食品検査機を導入すべき。
- 保育園に一台は検査機器を設置して欲しい。
- 村にはゲルマニウム半導体検査装置を最低でも必ず一台を整備すべき。
- 中小零細事業者が、簡易に放射性物質の検査を実施できる体制を構築すべき。
- 企業が行う検査費用に対して、補助金などの支援策を講じて欲しい。

<回答>

厚生労働省では、機器整備に関する財政的な支援措置を行うなど、都道府県、保健所設置市、特別区が行う食品中の放射性物質の検査を支援してきましたが、その他関係省庁に

においても種々の補助を行っているところであり、放射線測定装置の整備に関する御意見については、農林水産省、文部科学省、消費者庁などにお伝えいたします。

- 基準値は継続的に見直しを行い、状況が改善すればさらに引き下げるべき。
- 新基準値は期限付きのもので、見直しが予定されたものか。

<回答>

新しい基準値は、平成24年4月以降の中長期的な状況に対応するものであり、見直しを前提としたものではありません。また、食品中に含まれる放射性物質の介入線量レベルを年間1ミリシーベルトとしたことは、食品の国際基準を策定するFAOとWHOの合同会議であるコーデックス委員会のガイドラインを踏まえたものであり、さらに、生涯累積の実効線量としておおよそ100mSv以上で健康影響が見いだされるとする食品安全委員会の食品健康影響評価に対しても十分に担保できる値であると考えています。

- 何ベクレルまで食べさせるかではなく、どうすれば食べずにすむかを考えられる人を委員に選定して欲しい。

<回答>

今回の基準値案をとりまとめた、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、放射性物質の環境への放出状況や食品中のモニタリング結果を踏まえて、適時リスク管理措置の妥当性を検証するとともに、食品安全委員会における食品健康影響評価を受けて食品中の放射性物質に関する規制のあり方の検討を行うなど、食品中の放射性物質に関する安全性確保に万全を期すために設置されたものです。放射性物質対策部会の構成員については、薬事・食品衛生審議会令に基づき、食品衛生分科会長が指名したもので、食品衛生や放射線医学の専門家、消費者の代表などから構成されています。

- 食品摂取量の調査対象は4510名で十分な数とは言えない。また、食品の平均摂取量を用いる点で、平均よりも偏った食事をする場合の危険性について全く考慮されない。

<回答>

食品の平均摂取量は、年齢区分別の平均的な値をできるだけ正確に把握できるように、(独)国立健康・栄養研究所がとりまとめた「食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務・報告書」のほか、「国民健康・栄養調査」及び(財)環境科学技術研究所が青森県において実施した「乳幼児の食品摂取実態調査」を参照しました。国民の平均的な食品摂取量を把握するためには、十分な母数の調査対象者数であると考えています。

また、長期間毎日摂取し続けても安全であるかどうかを評価するためには、時には平均を上回る量の食事をする場合もあれば、また平均を下回る量の食事をする場合もあるため、一時的な平均を上回る摂取量よりも長期間における平均値を用いた方が、慢性毒性評価を

行う上では適当とする考え方が、我が国のみならず、WHO を初め国際的にも一般的です。

さらに、新しい基準値に基づく食品からの実際の被ばく線量の推計結果からは、中央値濃度で年間 0.043 ミリシーベルトが仮に平均摂取量の 2 倍を摂取される方であっても、中央値濃度の食品を食べ続けた場合で、年間の被ばく線量は 0.086 ミリシーベルトとなり、介入線量レベル（年間 1 ミリシーベルト）に対して十分に小さい値に留まると考えられます。

➤ 内部被ばくと外部被ばくともに放射線の影響が同等としているのは問題である。実行線量 1 ミリシーベルトは、体内に放射性物質をどの程度蓄積するのかを論じておらず、基準作りの物差しとして不適當である。

<回答>

内部被ばくにおける被ばく線量の評価には、預託実効線量を用いることとしています。預託実効線量は、放射性物質を摂取後 50 年間に受ける線量を 1 年間で受けたと仮定して計算されるものであり、体内に蓄積された放射性物質からの被ばくについても考慮された値となっています。

また、原発事故の収束及び再発防止担当大臣の下で開催された、有識者による「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書では、等価線量（単位質量あたりに吸収されたエネルギーに、放射線の種類による生物影響の程度の違いを反映する「組織加重係数」を乗じて、同程度の生物効果を与える線量として定義したもの。単位はシーベルト）が同じであれば、外部被ばくと内部被ばくのリスクは同等と評価できるとされています。

➤ セシウムに汚染された葉たばこは廃棄して欲しい。

<回答>

たばこに関する御意見については、財務省にお伝えいたします。